

西東京市青少年問題協議会代理出席要領

第1 趣旨

この要領は、西東京市青少年問題協議会条例（平成13年西東京市条例第192号。以下「条例」という。）第1条に規定する西東京市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）における委員の代理出席について、必要な事項を定めるものとする。

第2 代理出席

会長は、条例第3条第1項第2号に規定する委員のうち関係行政機関から選出された者および同項第3号に規定する委員が、やむを得ない理由のため協議会の会議に出席できない場合であって、かつ、当該委員からあらかじめ申出があったときは、当該委員を代理する者の会議への出席を認めることができる。

2 委員は、前項の規定により代理出席をしようとするときは、自らと同等に組織としての意思を表明し得る者を代理として選出し、申し出るものとする。

3 代理出席する者は、会議で発言し、調査及び審議に加わることができる。

第3 委任

この要領に定めるもののほか、協議会の委員の代理出席に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。